

総務関係 < つづき >

18	消防ポンプ車・積載車の更新	4市町村で更新方法に違いがあります。合併時、積載車配備を基本とし、消防力の基準に基づき、計画的に公費で配備・更新します。新市の区域は広大になるので、消防ポンプ車から経済的かつ機動性に優れた積載車の配備へ逐次公費で切り替えます。地域の実情等により、消防ポンプ車を更新する場合は、地元対応の補助制度によります。
19	可搬(小型動力)ポンプの更新	佐久市・臼田町は公費で更新し、浅科村・望月町は地元負担があります。合併時、消防力の基準に基づき、新市における配備計画を策定し、公費により実施します。
20	消防詰所水洗化	佐久市・臼田町は公費、浅科村は補助金、望月町は地元負担で実施しています。合併時、公費により実施します。

民生関係

21	長野県民交通災害共済組合	佐久市が実施しています(3町村は東信地区交通災害共済組合に加入)。合併時、新市において、長野県民交通災害共済組合に加入します。
----	--------------	---

保健福祉関係

22	福祉センター管理運営	浅科村が実施しています。合併時、現行どおりとします。
23	福祉センター使用料	浅科村が徴収しています。合併時、新たな基準を設け、料金を設定します。使用料の設定にあたっては、社会教育施設の使用料に準じ、基準となる1時間あたりの㎡単価を統一します。
24	障害者等外出支援サービス	浅科村・望月町が実施していますが、実施内容に違いがあります。合併時、障害者で公共交通機関を利用することが困難な者に対し、外出支援サービスを実施します。 【対象者】65歳未満の市町村民税非課税世帯の者で、身体障害者手帳1級から3級・療育手帳A1からB1・精神保健福祉手帳1級・難病の者で一般公共交通機関を利用することが困難な者 【サービス内容】対象者の居宅と医療機関の移送。片道利用を1回とし、月4回まで利用可能 【利用料】500円/回 【委託先】シルバー人材センター 1,070円/時間
25	通園費補助金	佐久市・望月町が実施しています。保育所の通園は、自家用車による送迎が一般的であり、最寄の園までバスで通園している児童も減少しており、さらに保育園を自由に選択できる状況から遠距離通園は特別なことではなくなってきました。合併時、統一した基準により実施し、新市において3年以内に見直しを行います。 【対象者】バス等の交通機関を利用し、自宅から4キロ以上離れた最寄の保育所に通園する児童の保護者。ただし、自宅から最寄の保育所以外への通園と新市が実施する通園バス運行区域で自家用車を利用する場合は、対象としない。 【補助算出基準】 公共交通機関を利用する場合： $(3ヶ月定期代 \div 3ヶ月 \times 入所月数) \times 1 / 2$ *公共交通機関利用の場合は通園費補助とは別に新市で雇用する添乗員を同乗させる。 自家用車等の交通用具を利用する場合：1,000円×入所月数
26	通園バス事業	浅科村が実施しています。合併時、浅科村地域の小学校スクールバス運行区域で実施し、新市において3年以内に見直しを行います。児童の安全の確保と遠距離通園の交通手段として、浅科村御牧原地区からみまき保育所に通園する、自宅が保育所と概ね4キロ以上離れた児童及び小学校スクールバス運行経路沿いに住む児童の希望者を対象とし、小学校スクールバスの運行を利用して通園バスを実施します。 【対象者】対象地域に居住し、みまき保育所に通園する児童で希望する者。 【利用料】自宅から保育所まで4キロ以上離れた通園児：往復利用1,000円/月、片道利用500円/月上記以外の小学校スクールバス運行経路沿いの通園児：新市において定める額 【その他】小学校のスクールバスを利用することから、スクールバス運行形態に変更が生じた場合には、事業実施方法の検討を行う。
27	北佐久老人福祉施設組合運営費等負担金	浅科村・望月町が加入し負担しています。合併時、新市において加入し負担します。 【組合の目的】養護老人ホーム佐久良荘の設置、運営に関する一切の事務を共同処理する。
28	北佐久老人福祉施設組合用地費負担金	望月町が負担しています。合併時、現行どおりとします。起債償還後は、用地を新市に無償譲渡し、その後は組合に無償貸与とします。
29	老人クラブ活動費補助金	4市町村とも補助していますが、補助金額の算定方法に違いがあります。合併時、国県補助基準を基本として各老人クラブの人数や活動内容を考慮した補助金交付基準を設け、予算の範囲内で補助します。 【補助対象】老人クラブ連合会、単位老人クラブ 【その他】老人クラブ連合会は新市において統一する。
30	高齢者祝賀事業	浅科村が実施しています。介護予防ふれあいサロン事業など新規事業の実施や在宅高齢者福祉事業の実施地域拡大、また介護保険制度での新市単独の低所得者対策を図るなどの各種現物の給付による事業を行うこととなっており、温泉施設入浴券での給付は、合併時、廃止します。
31	高齢者外出支援サービス事業	浅科村・望月町が実施していますが、実施内容に違いがあります。合併時、独り暮らし高齢者・高齢のみの世帯で、公共交通機関を利用することが身体的・精神的に困難及び利便性に支障をきたす者に対し、新市において外出支援サービスを実施します。 【対象者】概ね65歳以上の低所得世帯の高齢者(介護保険認定者にあつては支給限度額の範囲とする。) 【内容】対象者宅と医療機関の間の移送。片道利用を1回とし、月4回まで利用可能 【利用料】500円/回 【委託先】シルバー人材センター 1,070円/時間
32	保健補導員会補助金	4市町村とも同様に実施しています。合併時、新市において組織の統一を図り実施します。
33	保健補導員会	4市町村とも設置していますが、選出基準・任期に違いがあります。合併時、新市において組織を統一して設置します。保健補導員数及び報酬額は、非常勤特別職等の協議の扱いによります。